平成２１年（フ）第４１４号
千葉県富里市立沢928番地
債務者　細川きよみ
1　決定年月日時　平成21年12月９日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月１日まで
千葉地方裁判所佐倉支部

平成２１年（フ）第４２０号
千葉県八街市朝日428番地36
債務者　大山　善男
1　決定年月日時　平成21年12月９日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月１日まで
千葉地方裁判所佐倉支部

平成２１年（フ）第４２９号
千葉県印旛郡栄町安食台３丁目38番12号
債務者　古田　裕己
1　決定年月日時　平成21年12月８日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月１日まで
千葉地方裁判所佐倉支部

平成２１年（フ）第４３２号
千葉県印西市大森3365番地24
債務者　鎌田　由紀
1　決定年月日時　平成21年12月８日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月１日まで
千葉地方裁判所佐倉支部

平成２１年（フ）第４４２号
千葉県成田市玉造３丁目６番地１　２Ｆ
債務者　従二　明
1　決定年月日時　平成21年12月８日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月１日まで
千葉地方裁判所佐倉支部

平成２１年（フ）第４４８号
千葉県成田市前林1630番地３
債務者　中橋　洋一
1　決定年月日時　平成21年12月９日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月１日まで
千葉地方裁判所佐倉支部

平成２１年（フ）第１６６号
千葉県木更津市高砂２丁目２番12号　古山ハイツ203号
債務者　石渡　千津
1　決定年月日時　平成21年12月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月１日まで
千葉地方裁判所木更津支部

平成２１年（フ）第１８０号
千葉県袖ヶ浦市蔵波2897番地９
債務者　深井　葉子（旧姓桝澤）
1　決定年月日時　平成21年12月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月１日まで
千葉地方裁判所木更津支部

平成２１年（フ）第１８２号
千葉県君津市君津台３丁目11番12号
債務者　齊藤　和生
1　決定年月日時　平成21年12月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月１日まで
千葉地方裁判所木更津支部

平成２１年（フ）第１８４号
千葉県君津市外箕輪４丁目14番３号　201
債務者　坂本　直美
1　決定年月日時　平成21年12月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月１日まで
千葉地方裁判所木更津支部

平成２１年（フ）第１９２号
千葉県君津市中島525番地
債務者　渡邉　真里（旧姓幸喜）
1　決定年月日時　平成21年12月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月１日まで
千葉地方裁判所木更津支部

平成２１年（フ）第７１２号
川崎市川崎区夜光１丁目４番４号　ステップホーム川崎
債務者　加賀谷善直
1　決定年月日時　平成21年12月10日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月１日まで
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２１年（フ）第７２８号
川崎市麻生区片平４丁目７番23号　サンフラワーＢ―203
債務者　井口　知子
1　決定年月日時　平成21年12月10日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月１日まで
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２１年（フ）第２９１０号
愛知県春日井市上条町６丁目111番地１　シティ・オーク４Ａ号
債務者　長門　慶泰
1　決定年月日時　平成21年12月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月１日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２１年（フ）第３４１９号
名古屋市守山区新守町２番地　シャトー新守Ⅱ602号
債務者　長谷川真由美
1　決定年月日時　平成21年12月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月１日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２１年（フ）第３４７２号
三重県志摩市阿児町鵜方2822番地137、住民票上の住所愛知県春日井市柏原町１丁目149番地１　春日井パークビルⅢ102号
債務者　杉浦　啓介
1　決定年月日時　平成21年12月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月１日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２１年（フ）第３４７３号
三重県志摩市阿児町鵜方2822番地137、住民票上の住所愛知県春日井市柏原町１丁目149番地１　春日井パークビルⅢ102号
債務者　杉浦　東一
1　決定年月日時　平成21年12月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月１日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２１年（フ）第７１６号
愛知県豊田市本新町４丁目111番地
債務者　西川　松美
1　決定年月日時　平成21年12月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月１日まで
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係